

公益社団法人 日本柔道整復師会・機関誌

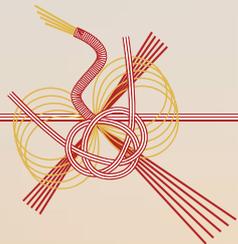
日整広報

Feel!Go!

VOL.255

新年号

2021/1



新年特別寄稿

今こそ協力しコロナ禍を克服しよう



公益社団法人 日本柔道整復師会
www.shadan-nissei.or.jp

- 1 | ホームページリニューアルのお知らせ
- 2 | 新年挨拶 日整会長 工藤鉄男
- 4 | 年頭所感 内閣総理大臣 菅義偉
- 5 | 年頭所感 厚生労働大臣 田村憲久
- 8 | 年頭所感 日本医師会会長 中川俊男
- 10 | 新年のご挨拶 衆議院議員 伊吹文明
- 12 | 新年特別寄稿 衆議院議員 伊吹文明
- 16 | Report1 労災について
- 18 | Report2 2020年度講道館杯 医療衛生部救護補助 活動報告
- 20 | シリーズ連載 エコー装置講座(初級編)
- 22 | 未来展望
- 24 | 柔道整復師のための楽しい統計学
- 26 | 連載第3回 柔道に学ぶ道
- 28 | 理事会だより
- 29 | 日本柔道整復師協同組合設立30周年
- 30 | 編集後記



Feel!Go!の最新号およびバックナンバーは
日整ホームページでもご覧いただけます。

●日整ホームページ <https://www.shadan-nissei.or.jp/>

ホームページ リニューアルのお知らせ



昨年11月、日整のホームページをリニューアルしました。

PC、スマートフォン、タブレットPCなど、

どんなデバイスでも読みやすい画面で開けるようになりました。

またメニュー画面を大幅リニューアル、見たいコンテンツがすぐに発見できるデザインです。

操作性がぐんとアップし、時間と場所を選ばずいつでもどこでも快適にアクセスできます。

経営に必須の「感染拡大予防ガイドライン」や、

人気の高い「匠の技 伝承プロジェクト講座ダイジェスト」など、

有益なコンテンツが充実しています。ぜひ、ご覧ください。



日整ホームページは、今後もさらに充実化を進めてまいります。

<https://www.shadan-nissei.or.jp/>

会員限定メール配信ツール

日整ニュースレター

今、日整が伝えたい内容を配信します。



<https://www.shadan-nissei.or.jp/Newsletter/Reg/>

検索

かつ もく そう たい
刮目相待

公益社団法人日本柔道整復師会

会長 工藤鉄男



新年あけましておめでとうございます。

これからの一年間も大変な年になると思います
が、会員各位のご支援とご理解を賜りながら、ウイ
ズコロナと未来を見据え柔整業界の安定のため、さ
らなる改革に取り組んで参りたいと考えております
ので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響
により業務に支障をきたした会員各位やそのご家
族、または不安のなかにおられる方々に対して、心
からお見舞いを申し上げたいと思います。

昨年は、世界経済の先行き不透明感が拭えない
状況が続くなか、新型コロナウイルス感染症の拡大
という難局に直面し、私たちは休業要請対象外の
職種となったものの、難しいかじ取りを迫られた一
年でありました。接骨院経営全般へと波及するなか
でも施術を通じて、患者さんや地域社会をしっかりと
支え続けていくことが責務であり、厳しい状況下
においても不退転の覚悟で奮闘された全国会員の
皆様の努力には頭が下がると同時に心から感謝の
一言です。日本柔道整復師会ではいろいろな支援
をやらせていただきましたが、これでもまだまだ足
りないのは承知いたしております。今後も皆様のた
めの一助となりえることを常に念頭に置いて考えたい
と思います。苦しみの多い一年でしたが、柔道整
復術が社会的使命であると改めて考えさせられる
年でもありました。

明治の文豪幸田露伴は、『努力論』の中で人生の
目的について有福、惜福、分福、植福と述べ、植福と

は「人世に吉慶幸福となるべき物質や情趣や知識
を寄与する事をいふ」と結論づけています。

植福とは何かというと、他人や世間の幸せや喜び
を増進する行為のことです。

未来にわたって福が生まれるようにタネを植える
こと、怪我などして生活に困難をきたしている人々
に手による施しを与えて復活蘇生させることも植福
です。

その大きな結果は、もとは人の心の中に宿ってい
るもので、一心一念の善良な働きはどれほどの福を
将来に生ずるかも知れないのです。

柔道整復術も他の業種もまた同じで、真に自分
の将来の幸福、または他人の幸福の源泉となるも
のである以上は、これに携わり従事する人はみな福
を植える人です。

すなわち、生活を営んでいる人の成長を援助し、
今の言葉でいえば社会貢献ということで、世のため
人のためになることを行うということが植福です。

誰も予想していなかった感染症拡大により、新し
い生活様式の中で業務が大きく制限される、今ま
で経験したことのない影響が随所に見られ、これ
からも伝統医療として超克し柔道整復術を植福と
しての歴史的価値の高さが広く認識されるような業
界を目指しましょう。

この感染症拡大という難局でも健康・安全の確
保を図り、改めて安定した業務継続体制を構築・
維持するためのサポート要請に、迅速、適切、柔軟
に対応して参ります。

したがって、この難局を乗り越えようとする厳しい状況にあるからこそ、地域医療の担い手として将来の「任せられる柔道整復師」の姿を見据えた施策が重要と捉えています。

第一の柱は、「安心安全な施術の提供を通じた経営・地域社会への貢献」です。柔整業界の持続的成長と、さまざまな地域社会課題解決のためには、私たちが施術サービスの提供を通じて、しっかりと取り組んでいくことが重要です。

まず、人生100年時代にふさわしい、長期・安定的な「施術力から安定経営へ」の流れを確かなものにしていき、成長に繋がる資質を一層発揮していく。このために、日整は柔道整復術公認100周年記念事業として「匠の技 伝承プロジェクト10年計画」を立ち上げ、骨折脱臼の整復固定の正しい継承のため「日整水準」確立と、日本柔道整復接骨医学会との協調による超音波画像観察装置の新しい「接骨院認定制度」確立など柔道整復師の長期的かつ安定的な職業を後押しする取り組みを積極的に推進していきます。

続いて、第二の柱は、「デジタル時代の“安心”“安全”“便利”なキャッシュレス・社会インフラの実現」です。接骨院は社会インフラとして、地域社会の健康活動を支える役割を果たしており、これまでも高い技術の安全性をもってその機能を担ってきましたが、昨今のデジタル技術の導入により、“安心”、“安全”で“便利”な接骨院環境の整備は共通する主要な課題であるとともに、業界として強く期待されています。マイナンバー制度については、デジタル社会のインフラの一つとして、有効に活用しています

ので、業界としても積極的に参画して参ります。

最後に、第三の柱が、「療養費の健全性・信頼性の更なる向上」です。柔道整復師の持続的成長に向けては喫緊の課題であり、接骨院を守るためには、療養費支払いシステムの安定が必要不可欠です。これまでも健全性・信頼性を維持してきたが、更なる向上を目指し適切に対応したいと現在考えています。

「受領委任払い=三者協定」の揺るぎない態勢構築に向けた官民協働体制の整備と受領委任払いである療養費の複委任に関わる「請求代行業者」による支払い被害拡大の防止のためにも、二律背反の業界ではあるが日本柔道整復師会は全ての柔道整復師が地域に必要とされる職業とするための重要な一年になると認識しています。

まずは、最優先の社会課題として、新型コロナウイルス感染症の拡大という難局への対応に万全を期す。そして、このような局面でも、業界としては、“安心・安全”という普遍的な役割を強く意識しつつ、テクノロジーの活用にも取り組み、利便性の高いサービスと施術力を提供することで、業界の持続的な成長と社会課題解決に対して、最大限の貢献を果たしていくこと、これが、この一年間の最大のテーマだと考えています。

わが国の地域医療システムの重要な一端を担う存在として、会員はじめ関係各位の声に耳を傾け、鉄心石腸の強固な意思を持って取り組んで参りますので、これからの一年もご支援とご協力をお願い申し上げます。



人の著しい進歩や成長を待ち望むこと。または、今までとは違う見方をして、相手のことを見直すこと。「刮目」は目をこすった後に、しっかりと見開いて見ること。中国の三国時代、呉の孫権に忠告された呂蒙は勉学に勤しみ、その進歩の速さに魯肅は驚き、それに対して呂蒙は、「男子たるもの別れて三日たてば刮目して見なければならぬ」と言ったという故事から。訓読みでは「刮目して相待つ」となる。

年頭所感



自由民主党総裁 内閣総理大臣 菅義偉

謹んで、新年の御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、経済状況も依然厳しい中、まずはこれ以上の感染拡大を食い止めるべく、政府として全力を尽くしてまいります。

この年末年始にかけても、医療、保健所、介護の現場で昼夜を問わず、ウイルスとの闘いに御尽力いただいている全ての皆様に、改めて心より感謝を申し上げます。

菅内閣は、国民の皆様の命と暮らしを守り抜くことを固くお誓いし、感染拡大防止と経済回復に、引き続き総力を挙げて取り組んでまいります。皆様と共に、この未曾有の国難を乗り越え、ポストコロナの新しい社会をつくり上げてまいります。

我が国の新たな成長の源泉となるのは、「グリーン」と「デジタル」です。イノベーションを目指す大胆な投資を率先して支援し、全ての政策資源を集中し、あらゆる改革を断行することで、経済社会を大きく変革し、次なる時代をリードしていきます。

コロナを機に地方への関心が一層高まる中、デジタル化を進めつつ、地方への人の流れを生み出します。農業改革や観光政策などを通じて、我が国の消費の多くを占める地方の経済を活性化させ、日本全体を元気にしてまいります。

国際情勢の不透明さが増す中であっても、我が国の確固たる外交方針は揺らぎません。日米同盟を基軸とし、「自由で開かれたインド太平洋」を実現するための取組を戦略的に進めていくとともに、近隣諸国との安定的な関係を築いてまいります。

コロナ危機は、国際社会の連帯の必要性を想起させました。我が国は、多国間主義を重視しながら、「団結した世界」の実現を目指し、ポストコロナの秩序づくりを主導してまいります。

そして、今年の夏、世界の団結の象徴となる東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催いたします。安全・安心な大会を実現すべく、しっかりと準備を進めてまいります。

本年も、国民の皆様にとって何が「当たり前のこと」なのかをしっかりと見極め、「国民のために働く内閣」として、全力を尽くしてまいります。国民の皆様のお理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

年頭所感



厚生労働大臣 田村憲久

はじめに

令和3年の新春を迎え、心よりお慶び申し上げます。本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣に再び就任し、3か月余りが経ちました。この間、国民の皆様の安全・安心の確保に万全を期すべく努力してまいりました。引き続き、私自身が先頭に立ち、厚生労働省一体となって様々な課題に全力で取り組んでまいります。

感染症対策等

取り組むべき喫緊の課題は新型コロナウイルス感染症の対策です。直近の感染状況ですが、依然として厳しい状況が続いています。厚生労働省としても、国民の皆様の命と健康を守るため、引き続き最優先で取り組んでまいります。

昨年来の対策の経験を活かして、感染リスクや重症化リスクに応じたメリハリの利いた感染対策を講じるとともに、医療機関への支援や保健所の体制強化、検査体制の確保等を進めてまいります。加えて、行政検査については、感染拡大防止のため、高齢者施設等への積極的な検査に引き続き取り組んでまいります。

季節性インフルエンザによって、発熱患者等が大幅に増え、検査や医療の需要が急増する場合に備え、身近な医療機関に直接電話相談し、地域の診療・検査医療機関を受診する仕組みの整備を都道府県とともに行いました。

併せて、病床の確保については、各都道府県の病床・宿泊療養施設確保計画に基づき、引き続き都道府県のご協力をいただきながら、医療提供体制の整備を図ってまいります。

感染拡大地域の保健所への国からの専門家派遣や専門人材等の都道府県間の広域的な応援派遣の調整を行うなど、引き続き機動的に現場を支える体制を強化してまいります。

ワクチンについては、本年前半までに全ての国民の皆様に提供できる数量の確保を目指すとともに、昨年施行された予防接種法及び検疫法の改正法に基づき、円滑、迅速な接種を実施するための体制の整備等に取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症対策について確実な取組を推進するため、制度改正も見据えて議論を進めます。併せて、国際的な人的往来の段階的な再開に向けて、空港等における検疫体制を強化してまいります。

加えて、感染症の影響を踏まえた産業政策と、雇用政策が、車の両輪となり実施される必要があります。昨年12月にとりまとめた経済対策に基づき、雇用の維持・確保や、新たな分野への円滑な労働移動の支援、求職者向け支援の拡充等の雇用対策パッケージに取り組んでまいります。

今年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、人類がウイルスに打ち勝った証として開催するものです。日本国内の皆さんはもちろん、海外から集まるアスリートや観客にも安全・安心な大会を実現するため、関係省庁と連携し、万全を期してまいります。

災害への対応等

近年、台風や記録的な大雨による甚大な被害が全国各地で発生しております。改めまして亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。被災された方々が一日も早く安全・安心な生活を取り戻せるよう、対策等を講じるとともに、相次ぐ自然災害から国民生活を守るよう、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」として、重点的かつ集中的に医療・福祉・水道施設等の強靱化に取り組みます。

また、本年は東日本大震災の発生から10年という節目となります。私自身も復興大臣であるとの強い意識の下、被災者の心のケア、医療・介護提供体制の整備、雇用対策などに全力で取り組みます。

全世代型社会保障制度への改革

全世代型社会保障検討会議において「全世代型社会保障改革の方針」が取りまとめられ、昨年末に閣議決定されました。

この方針に沿って、全世代対応型社会保障制度の構築のため、不妊治療の保険適用や待機児童の解消といった少子化対策、後期高齢者の医療費の窓口負担割合の見直し等の医療制度改革を進め、次期通常国会に関連法案の提出を目指します。

地域医療体制の整備、地域包括ケアシステムの構築等

医療分野では、今般の新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見を踏まえつつ、人口構造の変容に伴う地域の医療ニーズの変化に対応した病床機能の分化・連携を目指す「地域医療構想」、医療現場における長時間労働の是正を目指す「医師の働き方改革」、医師の適切な配置により地域間、診療科間の医師偏在解消を目指す「医師偏在対策」を一体的に進めます。また、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築する観点から、次期通常国会に関連法案の提出を目指します。さらに、オンライン診療の在り方について、安全性と信頼性をベースに検討を進めていきます。

また、本年4月に予定されている介護・障害福祉サービス等の報酬改定による対応など、新型コロナウイルス感染症下においても、地域において継続的に介護・障害福祉サービス等が提供されるよう、しっかりと支援してまいります。

子ども・子育て支援

不妊治療への支援については、昨年末に策定した工程表に基づき、保険適用に向けた検討を進めます。また、保険適用の実現までの間の不妊治療に対する助成金の大幅な拡充や、不妊治療を受けやすい職場環境整備の推進等を行ってまいります。加えて、不育症患者や小児・AYA世代のがん患者等に対する支援を推進します。

待機児童解消について、昨年末に定めた「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿確保に取り組んでまいります。

また、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指し、児童虐待防止対策や子どもの貧困対策に取り組めます。

働き方改革の推進、多様な就労・社会参加の促進

一億総活躍社会の実現に向けて、働き方改革関連法の円滑な施行等に努めるとともに、リカレント教育をはじめとした人材育成の強化、女性・若者・高齢者・障害者等の就労支援等に取り組んでまいります。

また、男性の育児休業取得促進のため、出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの導入や、個別の労働者に対する休業制度の周知の措置を事業主に義務付けるなど、審議会での議論を踏まえ、次期通常国会に関連法案の提出を目指します。

併せて、最低賃金の全国的な引上げに取り組めます。

難病対策等

難病対策について、法施行後5年の検討規定に基づき、関係審議会において議論を進めるとともに、総合的な支援策を推進します。また、B型肝炎ウイルスに感染した方々への給付金の支給の請求の状況等を勘案し、当該給付金の請求期限を延長する等の措置を講ずるため、次期通常国会に関連法案の提出を目指します。

そのほか、社会経済の変化に対応しつつ、厚生労働省に対する要請に適時・的確に応えることができるよう、医薬品・医療機器施策、年金制度改革、社会福祉、援護施策等、山積する課題に果敢に取り組んでまいります。

おわりに、本年が、国民の皆様一人おひとりにとって、実り多き素晴らしい一年となりますよう心よりお祈り申し上げ、年頭に当たっての私の挨拶といたします。

年頭所感



公益社団法人 日本医師会会長 中川俊男

公益社団法人日本柔道整復師会の皆様、明けましておめでとうございます。新型コロナウイルス感染症の蔓延が続いている中、例年とは異なり、新しい生活様式と共に新年をお迎えになられたことと存じます。

昨年6月27日に、私ども日本医師会の新たな執行部が発足してから6ヵ月が過ぎました。この間、新型コロナウイルス感染症への対応、そのことに連動した医療機関経営の危機的状況への対応、オンライン診療への対応など、激動する社会情勢の中、私は、国民、地域住民の健康を第一に、全国の医師会ひいては会員の先生方と連携して、執行部一丸となって柔軟かつ強靱な対応力をもって業務を遂行してまいりました。

また、昨年9月16日に菅内閣が発足いたしました。菅義偉内閣総理大臣が述べられた「目指す社会像は、自助、共助、公助、そして絆だ」との言葉は、わが国の社会保障の根幹である国民皆保険が、自助、共助、公助の三要素から成り立っていることに通じるものがあります。日本医師会は改めてこの精神を全うし、国民が安心して医療を受けられることを基本として、これら三要素が適切なバランスを保ちつつ国民皆保険が守られるようしっかりと対応してまいります。そのためにも、これまで以上に国民に寄り添い、医師個人が加入する専門家集団の立場から発信を続けてまいります。

菅政権は、オンライン診療の恒久化を言及されています。日本医師会は、基本スタンスとして、解決困難な要因によって、医療機関へのアクセスが制限されている場合に、対面診療を補完するものという考えに変わりはありません。オンライン診療を行う上での「安全性と信頼性」はかかりつけ医機能を基軸にするべきでありますし、今後、地域医療を担う医師、患者・国民の双方が、真に納得することのできる仕組みづくりを目指して政府や国の審議会における議論に臨んでまいります。

一方、ICTやデジタル技術など、技術革新の成果を、医療の安全性、有効性、生産性を高める方向に向けることは大変重要な視点と考えています。今回の新型コロナウイルス感染症への対応においては、ファクスが主に利用されるなど日本の医療分野でのICT化の遅れが浮き彫りとなりました。平時、有事の双方で、良質かつ適切な医療が提供できるよう、医療のICT化を積極的に進めてまいります。

日本医師会は、今後の医療政策策定にあたっては、初期段階よりしっかりと関与して行くことはもちろん、適切な合意形成プロセスに則り、政策遂行にあたって行く所存であります。更に、地域医師会を全面的にバックアップし、医療現場が安心して医療に集中できるよう様々な施策を国に提案してまいります。

新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息、並びに本年が日本柔道整復師会の皆様にとって明るい展望が開ける年となりますことを祈念し、新年のごあいさつとさせていただきます。



新年のご挨拶



柔道整復師会議員顧問団世話人
衆議院議員

伊吹文明

新年おめでとうございます。今年はコロナを終息させ、経済が正常に戻る年であってほしいと祈らずにはおれません。日本柔道整復師会の先生方には本年も変わらぬご厚誼をお願い致します。

皆さまのお陰で、私も連続当選12回、政治活動も今年で37年目を迎えます。幸い健康に恵まれ、与野党の同僚の皆さんのご相談に乗ったり、講演・選挙応援・地方出張等々、多忙な毎日をごしています。

新型コロナウイルス感染症は、私達がありえないと思っていたことが現実になり、当たり前と思っていたことがそうでないのだということを知って教えました。このことの教訓は色々あるでしょう。目先の損得だけを追わず、日頃より物心両面の備えをしておく必要性。個人の行動が多くの人に影響を与えるだけに、自己管理や自己抑制を再確認し、公共の精神を大切にすること等々です。

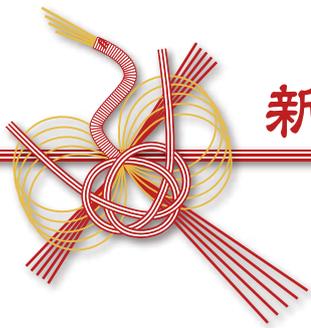
私は初当選以来、祖先が育み積み上げてきた日本人の生き方や矜持を大切に、競争社会・市場経済の避けえぬ弊害を抑え、公正・公平な社会を実現し、自助の気概を持ちつつ自己抑制を失わぬ品性ある国民による品格ある「日本の国のかたち」を目指してまいりました。しかし現在は、長寿少子化による労働力不足、豊かさのなかでの勤労意欲の低下と賃金の高騰、その結果としての生産拠点の海外移転、社会保障予算増嵩による財政赤字等々の難問が我々の社会を覆っています。この難問を克服し、次の世代に良き日本を引き継がねばと心せく昨今です。

その為には、政治の努力は勿論ですが、自由と民主制の下では、何より大切なのは日本人の矜持であり、公共の精神でしょうか。実はこの日本人の文化、生き方こそが、世界的にみて日本の人口当りコロナ罹患者数が低いこと、患者数当り死亡率の低いことの一つの要因でしょう。

国民に永く受け入れられてきた柔道整復術も、療養費払いという公的保険制度に基盤をおいている以上、負担と給付がバランスのとれたものでなければ制度として定着できません。先生方が将来とも安定した治療提供者として国民にその存在を認められ、尊敬される存在であるには、管理柔整師制度を適正に運用し、その為の研修を、工藤鉄男会長の下で日本柔道整復師会を中心に行い、社会的に批判を受ける施術者とは一線を画して頂きたいと思います。日整の先生方の一層のご研鑽をお願いし、私も政治の場で引き続き先生方のため、患者さんのため、努力したいと存じます。

新しい年を迎え、私も、日本国と国民のため必要なことを率直に申し上げ、微力を尽くしてまいりたいと考えています。結びに、公益社団法人日本柔道整復師会の今年のご発展と先生方のご健勝をお祈りいたします。

駆けてくる 赤いほっぺと 白い息



今こそ協力しコロナ禍を克服しよう

～苦難の時こそ人は試される～ 第37回 明風会総会講演録より

元衆議院議長 衆議院議員 伊吹文明 先生

新年号の特別企画として、昨年行われた伊吹文明先生の講演より、ご了解を頂き抜粋掲載します。

この講演を聴講した工藤会長は、「自助、共助、公助、そして絆」という社会の枠組みの捉え方に強い感銘を受けました。それを会員の皆様にもお伝えしたいとの思いから、紹介させていただきます。

不安と苛立ちが支持率に現れた

政治の世界が、予想していなかった方向に大きく動いたことはご承知のとおりで、安倍前総理が体調を崩し、突然辞任されるということが起こりました。私たちは任期満了まで務められるだろうと思っていましたので、本当に驚きました。

安倍内閣の最後の世論調査では、内閣支持率が30数%、不支持率が55%という状態でしたので、精神的ストレスが非常にあったと思います。

ところが、辞任の表明をした直後、いくつかの社が安倍内閣の支持率を調査したところ、30数%から55%に跳ね上がりました。一方、不支持率は、50数%あったのが30%程度に落ちました。これはなぜか。

安倍総裁のモリカケや桜を見る会の答弁や対応を不誠実だと感じていたり、あるいは外交姿勢や内政の諸政策に不満を持っているのであれば、「辞任する」と言ったから支持率が上がるわけがありません。これはなぜか。

今、皆さんには新型コロナウイルスで大変な不

自由があります。日常生活が自由闊達にできません。人の動きが制限されます。物の動きも十分ではありません。収入が減ります。そして皆が、「いつ新型コロナウイルスにかかるんだろうか」という気持ちになります。そうすると、人は不満を持ち、いら立ちが起こります。

人間とは、不可抗力で起こったことでも自分がそういう立場に置かれると、誰かにあたりたくなるものです。その対象は、行政、政策を預かっている内閣に向かいます。これが安倍内閣の支持率が落ちた大きな原因だと思います。

ところが、辞任表明した途端に、感情的ないら立ちや不満をもっていた人たちが冷静な判断に戻りました。そして、「感情的に不満だと思っていたけど、冷静に考えると、安倍内閣のやっていたことも、そう間違っていなかったんじゃないかな」と思った人が20%いたということです。

皆保険制度という恵まれた制度

新型コロナウイルスの問題に限定して言えば、

日本の中にいると、私たちは非常に恵まれた国にいるということが分かりません。もちろん、新型コロナウイルスにかかった人、いろいろな不自由を受けている人、そして、何よりも亡くなった人がいることを忘れてはなりません。諸外国に比べて、特に「G7」「G8」と言われる先進国の中で、人口当たりの新型コロナウイルスの罹患者がこれだけ少ない国はほかにありません。特に、感染した人の死亡率がこんなに低い国はありません。

これにはいろいろと理由があると思います。一つは日本人のライフスタイルが、欧米の国とは違うのです。握手よりも「こんにちは」と頭を下げる、抱擁はしない、キスはしないなど、私たちは接触が非常に少ない文化を持っています。また、日本人は律儀で清潔好きです。そのことは、例えばごみの処理とか、下水道の整備などに表れています。さらに、うがいをし、手を洗い、皆がマスクをしています。

そして、何よりも皆保険制度があります。日本にいると分かりませんが、こんなにありがたい制度はありません。生活保護を受けていて保険料を払えない人も、収入が少なくて保険料が非常に少ない人も、あるいは収入が多くて保険料をたくさん払っている人も、「個室に入れろ」とか、「先端医療を頼むよ」と言わない限りは、同じ病気にかかれば、同じような共助の仕組みが受けられます。アメリカと比べれば、こんなに行き届いた制度はありません。

アメリカは、民間の損害保険あるいは生命保険会社がやっている医療保険に国民をできるだけ加入させるという仕組みで、公的保険の仕組みではありません。だから、日本は本当にありがたい国です。

帰属意識の国民性が感染予防につながる

それ以上に大きな要因は、私たち民族がずっと築き上げてきた文化というか、生き方のようなものです。私たちの祖先は農耕民族でした。ちょうどいい具合に田植えができる時期は、梅雨で雨が降った時のように非常に限られています。実りがあって、それを台風が来るまでに刈り取る瞬間も非常に限られています。ばらばらにやると効率が悪いから、村でみんなで協力して田植えをし、稲刈りをします。そして、みんなの協力でそっぽを向く人には、村八分という制裁が科されました。みんなで五穀豊穡をうまく手に入れたときは、全員で集まって、鎮守の森で秋祭りを楽みます。これが日本人の生き方の基本です。

ですから、自粛要請とか何かがあると、強制力なくても、それに反する行動をするのは何となく後ろめたいという文化が日本にはあります。

ところが、外国は、そうではありません。例えば、マスクです。マスクをしていても、新型コロナウイルスにかかるときはかかります。しかし、自分が気付かないうちにウイルスを持っている時には、マスクをしていると人にうつさない効果が非常に高くなります。それと同時に、自分自身が感染するリスクも低減します。

マスクをしていれば、うつさないではなく、うつらないことが分かれば、ヨーロッパやアメリカの人たちも、皆マスクをします。なぜなら、ヨーロッパやアメリカの人々は、個人を非常に大切にしているからです。

ところが、日本は組織や自分の帰属している所を大切にしている文化なので、言われなくてもみんながマスクをしますし、何となく自粛します。これはいい面と悪い面がありますが、日本の基本には、こういう村意識の文化があると思います。

「自助」の本来の意図とは

さて菅内閣が発足し、今、国民が一番心配し、期待をしているのは、当然、新型コロナウイルスの終息と景気の持ち直しです。これは間違いありませんので、当面は、これをやらなくてはなりません。

一方で、国民は「自助、共助、公助」そして、それを結び付ける「絆」という、菅さんの政治の基本的な理念や、どのような日本の将来を目指しているのかという、もう少し大きなテーマについても聞きたいと思っているのではないのでしょうか。

「自助・共助・公助」という理念、それをつなぐ「絆」という理念は、自由民主党の綱領そのものです。これは、私たちが野党に転落して、政権を奪還を目指している時に、私が綱領を全て書き直しました。菅総理は自民党総裁として当然のことですが、その中に書いてあるとおりのことを言っています。

しかしメディアの一部は、「自助」という言葉と「自己責任」という言葉を混同しています。そして「自助というのは弱者の切り捨てだ」という論調で批判をしています。

自助というのは、一人一人が自立するということです。そのためには自分でできることは自分でやるのが求められます。しかし、障害があったり、いろいろな条件でうまくできない人に無理を強いることは駄目です。ですから国民が自助、つまりできるだけ自立できるような条件を整える、例えばハンディがあれば、それを取り除いてあげることが政治の責任です。けれど努力をする力、努力をするだけの条件が整っているのに、「自分は努力はできません」という「自称弱者」が群れを成してしまうと、結局、努力する人は誰もいなくなります。それは企業でも団体でも同じです。

だからまず、自立をする個人が基本にあります。そして、その自立、自助をしようとする人たちがやりやすいように、条件をできるだけ整えるのが政府の第一の役割です。

「共助」「公助」は絆が作り出す

しかし同時に、この複雑でグローバル化した国際社会の中において、いくら頑張っても個人一人の力ではやっていけません。これは当たり前のことです。だから、それに対処する「共助」の仕組みを作っておかなければいけません。

共助の仕組みとは何かというと、例えば医療保険です。あるいは年金もそうです。これは、皆が自分の自助で稼ぎ出したものの中から、保険料を納め、税金を納め、いざというときに、お互いに助け合おうという制度です。

私は、病気のために医療保険を使ったことはもう20年来ありません。その代わり、歩き過ぎだと言われますが、毎日必ず2万歩は歩きます。そして、循環器や消化器を大切に体を整えています。そのために私は、おからを毎日ボウルいっぱい必ず食べます。これで大豆タンパクと繊維を摂取できます。タンパク質も大事な栄養素ですが、繊維もたくさん取っていれば、便秘にはなりません。これが私の自助努力です。

医療保険を20年来使っていないと言いましたが、もし病気で困っている人が保険を使っていたら、同じ日本人としてうれしいことだと思います。これが共助です。

しかし、共助だけでやれないことはたくさんあります。例えば、憲法は、保護する子女に対して教育を受けさせる義務を国民に課しています。けれど国民全員に「子どもの義務教育の授業料を払え」と言っても、それはできませんから、憲法にそういうことが書かれている限りは、義務教育は基本的に国庫負担です。国庫負担と言うのは、皆さんが納めている税金です。ですから、公助も共助も自助がなければできないことです。

「絆」とは何かというと、「われわれが家族の一員である。家族のために何かしたい、しなければならない」。あるいは「地域社会の一員である。地域社

会にも自分たちが何かで貢献しなければならない」。そして「日本社会の一員である。国民は仲間だ。だから、この人たちのために自分は貢献するんだ」。こういう意識が絆です。

絆がなければ、自助努力をした人は共助には参加しません。公助には参加しません。菅さんの言っていることは極めてもっともで、私が書いた綱領どおりのことです。

一方、これを「新自由主義だ」とか「強者の論理だ」という批判があります。新自由主義の定義は非常に難しいと思いますが、競争至上主義です。そこには絆というものはほとんどありません。勝った者が偉い、負けた者は駄目だ。そして、もうけた人は偉くて、そうでない会社は駄目だ。けれど、公益のために貢献している会社はたくさんありますし、何よりも公を大切にしている会社もたくさんあります。

新自由主義というのは、結果優先、利益優先の考えにアメリカ由来の国益を中心にした思想が一緒になって、「ネオコンサバティブ(ネオコン)」というような言葉で呼ばれているものであって、日本のような「絆の文化」とは全く異質なものです。

自助があってこそその共助、公助

一番大切なことは一人一人の自助です。自己管理と自己抑制です。自分で自分の健康を管理する、うがいと手洗いを必ずする、手を洗う、マスクを着ける、「接待を伴う飲食店に通うのは控えておこう」と考える。

これらが無いといけません。

「自助はけしからん」と主張する人はたいてい「憲法改正反対」とか「憲法を守れ」と言います。私はその人たちに、「憲法を守れというからには『憲法第12条』をもう一度読んでくれないと駄目だよ」と必ず言います。

憲法はいろいろな権利と自由を国民に保障しています。しかし「憲法第12条」には、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」とあります。これは「努力をして自分の権利と自由は守るんだ」ということです。

また、「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」とも憲法に記されています。まずは自らしっかりと自助ができていて、そのうえで共助に参加しているのか、そのうえで公助を政府に要求しているのかを考えてみる必要があります。

このコロナ禍の状況を見ていると、日頃、歯切れのいい人に限って何か文句を言ってきます。そして、日頃、黙々と努力をしている人は何も言ってきません。政治が気付かなければいけないのは、そういう人たちの立場だと思います。

私も自助を怠らずにしっかりやっていきたいと思っています。そういうことを言えるのも、皆さんたちの日頃の協力のおかげだと思います。本当にありがとうございます。

伊吹先生から
日整会員へのメッセージ

地域で親しまれる柔道整復師こそ地域社会の絆です

伊吹文明先生プロフィール

- ◎出身地：京都府京都市
- ◎略歴：衆議院議長、財務大臣、文部科学大臣、国務大臣国家公安委員長、労働大臣、自由民主党幹事長、政権構想会議座長
- ◎お気に入りの本：菜根譚、大岡 信 著「折々のうた」
- ◎趣味・関心：テニス・囲碁・料理を作ること、食べること
- ◎好きな言葉・座右の銘：「温かい心と冷静な判断」「豊かななかには慎しく暮す術を知る」

- ◎自己紹介：昭和13年京都市生まれ。生家は文久年間創業の京都室町の繊維問屋。大学在学中は京大テニス部に所属。今もテニスを楽しむ。昭和58年の総選挙で京都1区より初当選後、連続12回当選。政治姿勢「公私の峻別を大切に、言行一致」がモットー。

柔道整復師を労災保険特別加入制度の対象にすることが認められました

秋号でお伝えした労災保険の特別加入制度について労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会(以下、部会)で了承されるまでの経過をお伝えします。



●工藤会長の一言で始まった

令和2年7月のある日、工藤会長(以下、会長)より「医療従事者の新型コロナウイルス感染が労災認定されたいが、柔道整復師も同様の取扱いにならないのか」との問いかけが総務部にありました。

何ができるのか見当がつかないまま、とにかく情報を集めてみようということで動き始めたところ、会員の皆様にお伝えした令和2年4月28日付の厚生労働省労働基準局補償課長通知を発見し、柔道整復師は対象になるのか労働基準局に照会をしました。労働基準局から柔道整復師は医療従事者等以外の労働者に該当し、感染経路が特定されたもので、感染源が業務に内在していることが明らかに認められる場合には、審査をした上で、労災保険給付の対象になるとの回答がありました。

労働基準局からの回答を踏まえ、会長に報告したところ、「それはよかった。すぐに各都道府県柔道整復師会に情報提供するように」との指示があり、同年7月9日付文書でお知らせをしたところです。

すると会長より「従業員として働いている柔道整復師はこれでいいが、会員の大半は一人で施術所を開設している柔道整復師であり、現行制度では労災保険に加入できない。これを何とかできないか」と、再度の打診がありました。

●厚生労働省労働基準局長への要望書

それから、また労災保険についての情報収集が始まります。すると、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、全世代型社会保障検討会議の中でフリーランスについての議論がされており、中間報告の中で「フリーランスとして働く人のため、労働者災害補償保険の更なる活用を図るための特別加入制度の対象拡大等について検討する」とされていました。総務部内では、これを活用することができるのでは、と判断しました。

まずは、厚生労働省に要望することが先決だと考え、労働基準局長への要望書を8月7日付で労働基準局労災管理課(以下、労災管理課)に提出しました。

要望書では、柔道整復の施術所は緊急事態宣言下でも休業要請の対象ではなく、感染防止対策を徹底し、地域住民の健康を守るため施術を続けてきたこと、7月に入り感染経路が不明の者の割合が増加しており、柔道整復師は感染の不安を抱えながら施術をしていることを説明し、フリーランスとして働く人の保護と労災保険のさらなる活用を図るべく特別加入制度の対象拡大を検討していると聞いているので、柔道整復師についても併せて検討していただきたいと、強く訴えました。

そして総務部長から労災管理課の課長補佐に要

望書を手渡しし、柔道整復師の現状を説明しました。その課長補佐は偶然にも日本柔道整復師会の世話人をお願いしている先生の秘書官をしていた人物で、柔道整復師について理解があり、要望についても理解できるとの言葉をいただきました。また、現在フリーランスの対象拡大についてパブリックコメントを募集しているとの説明があり、さらに、特別加入制度の詳細について丁寧な説明がありました。

そして、部会のヒアリングに出席することは可能かとの打診をいただきました。

その後、課長補佐と担当係長が当会を訪れ、要望書の内容を踏まえヒアリングへの出席の確認とヒアリングに向けての打ち合わせなど、支援をしていただきました。

●部会でのヒアリング

それから、都道府県柔道整復師会にヒアリング資料作成のため、アンケート、事故等の状況などの調査にご協力いただきました。

都道府県柔道整復師会の事務局、アンケートにご協力いただいた会員の皆様には、短期間での作業にご協力をいただきましたことを感謝申し上げます。おかげさまで昨年11月16日開催の部会資料(全38ページ)が出来上がり、無事ヒアリング当日を迎えることができました。

部会では、三橋総務部長が資料に沿って説明をしました。特に、新型コロナウイルス感染について、会員が皆不安を抱きつつ毎日施術を行っていること、万が一感染すると休業を余儀なくされるため収入を得られないが、休業の補償がなく大きな不安となっていることなどを強く訴え、柔道整復師を特別加入制度の対象にすることをお願いしました。ポイントを押さえた的確な説明ができたと考えています。

委員からの会員以外の柔道整復師についてはどう考えていくのかとの質問に、総務部長から、現在も個人契約の方々を集めて研修会なども行っているので、そこで労災の特定加入制度についても周知し、加入の促進を図っていきたいと回答しました。

また別の委員からは特別加入団体(厚生労働省は日本柔道整復師会を想定)の最大の目的は、安全教育、安全対策を講じることだと思う、などの発言がありました。

12月8日、特別加入制度の対象とするかを決定する部会が開催されました。部会開催まで11月16日での委員の発言を踏まえ、柔道整復師が対象と認められるよう、労災管理課の課長補佐(10月の異動で新しく着任した)と相談しながら資料を作り上げていきました。当日、労災管理課が資料を説明した後に、総務部長から重ねて新型コロナウイルス感染症が拡大する中、患者との接触が避けられない業種であること、労災保険の枠組みの中で、医療従事者として治療している柔道整復師が特別加入の対象となることで、モラルハザードが起きるのではないかのご意見があることは承知しており、当会としてはモラルハザードが起らないよう、加入者である柔道整復師にはしっかり教育を徹底していく考えであることを補足説明しました。

この日の部会では当会への質問はありませんでした。

●最後に

12月8日の部会において、柔道整復師他2業種を特別加入制度の対象とすることが了承され、12月24日労働政策審議会から厚生労働省が示した「労働者災害保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」を妥当と認めるとの答申ができました。厚生労働省においては、公布日、令和3年1月中旬、施行期日、同4月1日の予定で作業が行われます。

今回、このような結果を得られたことは、柔道整復師業界にとって歴史的な成果であり、それを日本柔道整復師会が実現させたことの意義は極めて大きいと思います。

このように当会は、会員のみならず常に全ての柔道整復師ことを考えています。

これからも柔道整復師業界のことを考え活動してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

総務部



2020年度講道館杯 全日本柔道体重別選手権大会 兼全日本選抜柔道体重別選手権大会 医療衛生部救護補助 活動報告書

報告者 市毛雅之 瀧澤一裕 野崎洋 助川悟志 (4人連名)
参加者 東京都會員より3名 市毛雅之 瀧澤一裕 野崎洋
茨城縣會員より1名 助川悟志
参加日時 令和2年10月30、31日、11月1日の3日間

●報告内容

この大会は、新型コロナ禍における今年度最初の国内王者を決める全国大会となりました。

勝ち負けだけでなくコンタクト競技である柔道の全国大会を開催できるんだ、という希望と喜びを与えることができる注目の大会なので全柔連医科学委員会が中心に関係者が一丸となって取り組みました。感染者を1人も出さず無事終わることができれば柔道競技感染症対策のモデルケースとなる、かつてない重要な大会となるからです。

今大会の感染症対策はとても細かく定められています。

●全出場選手のスマートアンプ法による新型コロナ検査の実施。

●全入場者に2週間前から体温、他10項目の健康記録表記入および提出、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への同意書提出。

●関係者全員にCOCOAアプリの登録使用義務および2週間前から不要な外出自粛と密となりやすい飲食店の利用禁止。

上記のようにさまざまな対策が事前協議の上に厳しく定められています。

大会開催中は無観客、出場選手も例年の半数以

下と絞られ報道関係や係員、関係者も最低人数で行うことになりました。

大会会場へ入る際には毎回サーモグラフィー検査、検温、アルコール手指消毒、健康記録表のチェックが必要です。また、さまざまな場所に消毒液を設置しての手指消毒、畳の消毒、選手関係者を含め試合開始直前に試合場に入り試合後は直ちに退出しなければならないなど予防対策は多岐にわたります。

我々日整メンバーは全体ミーティングでの「夜の会食は禁止」の指導があり、各自弁当を購入持ち込みとなり、ホテルの自室にて個人で済ます徹底した感染症対策を実践しました。

4名は全日本柔道連盟医療衛生部救護補助として大会前日の準備日10月30日から参加となり、感染症対策の一つである試合場消毒のシミュレーションが大会感染対策マネージャーの三上靖夫医師と救護補助のメンバーで長時間行われました。

消毒液を畳に直接かけてモップで拭くパターン、モップに直接かけて拭くパターン、両方にかけて拭くパターン、などのシミュレーションを噴霧器の噴霧量、噴霧距離を何回も変えながら畳を何回もモップ掛けし畳が乾く時間のデータを取り、時間をかけ煮詰めて完成させていきました。



日整派遣柔道整復師 左から瀧澤会員 市毛会員 助川会員 野崎会員



試合場の消毒作業



会場風景

その後、頭部頸椎損傷の救護搬送シミュレーションが、ドクター19名と救護補助スタッフとで全柔連医科学委員会の田邊誠先生の指導のもと行われました。

そして10月31日の第1日目より万全の体制のもと、2日間の試合が開催されました。約1時間ごとに救護補助が学生係員を指導しながら畳の消毒が行われ、1日当たり13回以上の徹底した消毒が行われました。

また、試合中のケガによる救護活動がありました。適切かつ迅速に頸椎固定スティフネックセレクトを装着、スパインボード救護活動でも救急搬送者が数名出ましたが、スムーズな搬送を行うことができ、三上先生から「搬送良かったよ」とお褒めの言葉をいただきました。

各方面で消毒作業の評判が良く、テレビ放送やSNSで取り上げられました。

今回、講道館杯という名誉ある大会でドクターと我々4名が笑顔を交え和気あいあいで職務を進め

ることができ、さらに全スタッフ一丸となって新型コロナウイルス感染者を出さぬよう全力で感染対策に取り組み、無事終えることができたことに感銘したと共に、多くの学びを得ることができました。

今後、我々4名はこの学びを各方面に活かしていくことが日整での役割と考えています。

全柔連医科学委員会救護トップの宮崎誠司先生からも「講道館杯が無事開催され柔道界はおそらく大会に前のめりになると思います。大会開催に際し助言を求められた際には、本会の経験を生かしていただければ幸いに存じます」というお言葉をいただきました。

このような素晴らしい大会に派遣して下さった公益社団法人日本柔道整復師会に感謝し会員であることに誇りをもてた貴重な経験でした。ありがとうございました。

(報告 茨城県柔道整復師会会員 助川悟志)

シリーズ 連載

学術教育部 「エコー観察装置講座(初級編)」

学術教育部長 長尾淳彦

柔道整復師と超音波観察装置

柔道整復師の施術現場における超音波観察については、平成15年9月9日に厚生労働省医政局医事課長通知が「柔道整復師が施術に関わる判断の参考とする超音波検査については、柔道整復の業務の中で行われることもある」との見解を出しました。

また、平成22年12月15日の厚生労働省医政局医事課事務連絡でも「柔道整復師が施術に関わる判断の参考とする超音波検査は施術所で実施しても関係法令に反するものではない」ことが示されております。

平成30年4月入学生からの柔道整復師学校養成施設カリキュラムの一つに、「柔道整復術適応の臨床的判定(医用画像の理解を含む)」があります。2単位30時間を使い、柔道整復術の適応で得た知識を活用し、臨床所見から判断して施術に適するケガと適さないケガを的確に判断できる能力を身に付け、また、安全に柔道整復術を提供するために医用画像を理解するためのカリキュラムです。

柔道整復施術に適するケガと適さないケガを的確にきちんと判断できる能力が身に付けば、適さないケガに関しては適切な対応すなわちそのケガに適した医療機関への紹介が行えます。

柔道整復師が患者を診る上では、医療面接(問診)、視診、触診そして徒手検査法等を駆使して、病態の把握と治療計画を組み立てます。超音波観察装置(以下、エコー観察装置)の使用はその組み立ての補助手段です。すべて「患者安全」「医療安全」の観点からのものであります。

公益社団法人日本柔道整復師会では、「柔道整復師のエコー観察装置使用時のガイドライン」や「葉機法の承認を得ていないエコー観察装置の使用について(注意喚起)」などについても以前より「患者安全」「医療安全」の意味合いから発信しております。

学会との協調 認定制度

一般社団法人日本柔道整復接骨医学会では今後、「患者安全」「医療安全」の観点で研究発表が行われ、柔道整復師がエコー観察装置取扱い時のガイドラインやエコー観察装置の取扱いの施術所認定制度も視野に入れての活動が行われます。

柔道整復師のエコー観察装置については、現在、療養費等保険点数の加算はありませんが将来的には「認定」された施術所や施術管理者には加算できるようにしたいと思っています。

そのためには、徹底的な法令を遵守した取扱いが大切です。

前述したように柔道整復師の施術を行う上での基本である医療面接（問診）、視診、触診そして徒手検査法等を駆使して、病態の把握と治療計画を組み立てること。そこに鑑別や治療の進捗の補助となるエコー観察装置による検査を導入すれば、より信頼性の高まる治療ができると思います。

次号から学術教育部の「エコー観察装置講座（初級編）」シリーズを始めます。エコーの匠で学術教育部員でもある佐藤和伸先生による講座です。この手順に沿って学習していけば必ず習得できます。DVD教材も作成中です。乞うご期待。

初回講座テーマ

「超音波で運動器をみる」

使用する機材

タブレット端末型超音波検査装置

CANON VIAMO SV7





M I R A I T E N B O

日本機能訓練指導員協会の活動が始まりました

指導員のための研修会が開始

平成12年から施行された介護保険制度も20年経過しました。その間に、高齢者の尊厳の保持と自立支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられることができるよう、国は地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

介護保険制度において、機能訓練指導員の役割は大変大きいものです。現在、機能訓練を担う資格要件を持つ職種のうち、リハ3職種はリハビリテーションという概念の中、社会保障審議会で介護保険報酬改定検証や調査研究が行われています。しかし、我々柔道整復師が関わる機能訓練指導員については、いまだ十分に行われていないのが現状です。

そこで機能訓練職種間の連携を図り、しっかりしたエビデンスのもと、国に対し要望ができる団体にすることを目的に、日本機能訓練指導員協会が設立されました。

今回は、設立からこれまでの経緯と活動をご紹介します。

関連団体との意見交換・準備期間を経て、平成元年12月に、まずは任意団体として公益社団法人日本柔道整復師会(以下「日整」とする)と公益社団法人日本鍼灸師会(以下「日鍼会」とする)との2団体によって組織化されました。

そして昨年12月6、13日の2日にわたり、「令和2年度第1回認定機能訓練指導員実務者研修会」が、感染症対策をしっかりと行った上で開催されました。熱のこもった工藤鉄男日整会長と小川卓良日鍼会会長による開会の挨拶から始まり、「連携と協働」をテーマに「認定機能訓練指導員実務者研修会」が行われました。この研修会は、介護現場での即戦力になるために不可欠な知識習得を目的として多岐にわたるベーシックコースと位置付けられています。今後のためのプレ開催の意味もあり、参加人数をかなり制限しましたが、北海道や新潟などの遠方からの熱心な参加者もありました。

機能訓練指導員として現場に出る予定の方々から時間をオーバーするほどの質問も出るなど、熱のこもった研修会となりました。

日本機能訓練指導員協会とは

設立
目的

介護保険制度における機能訓練指導員の職種が、医師及び介護関連職種と連携を図り、機能訓練指導員としての役割の確立及びサービスの質の向上に関する調査研究等を行うことにより、高齢者等の自立生活の支援に資することを目的として、機能訓練指導員協会を設立するものである。



挨拶をする工藤協会初代会長(日整会長)



開会の挨拶をする三橋協合理事(日整総務部長)



挨拶をする小川協会監事(日本鍼灸師会会長)

定期開催に向け準備が進む

3月には、「令和2年度 第2回認定機能訓練指導員実務者研修会」が神戸にて開催されます。コロナ禍での開催のため、会場参加者を50名限定にし、オンラインでの参加を100名まで募集いたします。機能訓練の実務をお考えの方のみならず、スキルアップを目指したい方にとっても貴重な研修です。ぜひ参加をご検討ください。

第2回認定機能訓練指導員実務者研修会

開催概要

日時：令和3年3月7日(日)、14日(日)
9:00～17:00
※両日ともに参加できる方に限ります。
研修地：公益社団法人 兵庫県柔道整復師会
兵庫県神戸市兵庫区塚本通2丁目2-25
(電話・078-578-6366)
参加費：会員1万円 非会員3万円

<オンライン参加の際の注意事項>

- ネット環境が必須です(有線接続推奨)。
- オンラインはZoomシステムを利用します。
- パソコンでの参加に限定します(スマホ・タブレットPCは不可)。
- マイク、webカメラ(PC内蔵可)、ログインURL受信用のメールアドレスが必要です。
- 自身のネット環境の不具合による受講中断の場合、終了証は発行されません、また返金もできません。
- 映像の撮影・録音およびSNS等への投稿は禁止とさせていただきます。

なお、開催1週間前を目安に、Zoomの開通テストを行います。



会場風景。登壇者、参加者にマスクの着用・入場時の手指消毒を徹底し、パーティション設置・机を離して設置するなど、感染症対策をしっかり行った。

このベーシックコースは今後、各地にて年複数回の定期開催を予定しております(詳細は日整HPにてご確認ください)。

日本機能訓練指導員協会
URL:
<https://www.shadan-nissei.or.jp/services/rehabilitation/>



総務部長・三橋裕之
担当理事・川口貴弘
特別諮問委員・三谷誉
特別諮問委員・藤本進

第15回 / 国が行う統計調査

今回は、日頃メディア等で紹介される様々なデータの裏付けとして広く利用されているものとして、国が行っている「統計調査」にはどのような調査があるのか、いくつか主なものを取り上げて解説してみたいと思います。

● 感染症発生動向調査

いま、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大（パンデミック）が問題となっていますので、まずは「感染症」に関する統計調査について考えてみます。

医師が患者を診察した際に、国が決められている感染症に罹患していると診断した時には、**感染症法**という法律で国への届け出が義務づけられています。それらは、その危険性から1類～5類に分類していますが、感染症の中でも特に重要だと判断した場合には別に指定感染症に指定します。最も危険なのが1類感染症で、感染力が強く、致命率（＝致死率）も高いものとされています。それらは以下の7つです。

- ① エボラ出血熱
- ② クリミア・コンゴ出血熱
- ③ 痘そう
- ④ 南米出血熱
- ⑤ ペスト
- ⑥ マールブルグ病
- ⑦ ラッサ熱

これは医療系の国家試験にもよく出題されるので、ご存知の方も多いのではないのでしょうか。

ところで、今回の新型コロナウイルスの感染者に対して、適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備するため、国は必要な法律等を改正して令和2年1月28日付で指定感染症に決めました。

ちなみに、**後天性免疫不全症候群（エイズ）**は一般的に感染力や致死率等も高いと誤解されていますが、実際には5類感染症で、届け出は7日以内となっています。基本的にエイズは日常生活では感染しないので、感染力、危険性も低いとみなされています。なお、エイズの感染源は血液、精液、膣分泌液、母乳の4つとされています。

また、**痘そう**（天然痘）はWHOが既に根絶宣言を出していて、記録上では1980年代に地球上には存在しない感染症となっています。それにも関わらず現在でも1類に含まれています。それは、実は痘そうのウイルスは研究用として厳重に保管されていますが、もしもこれがテロに使用された場合の感染者への対応等を考慮しているのです。



●人口動態統計

次は「人口動態統計」で、国が行う統計の中でも最も基本的で非常に重要な統計です。

ちなみに、人口動態統計として取られるものは5つあります。出生、死亡、死産、婚姻、離婚です。どれも人口の増減に関係する項目です。婚姻と離婚も間接的には、人口の増減に関与しているからです。

例えば、人が病院ではなく自宅で死亡した場合には、医師が呼ばれて死亡診断書を書くこととなりますが、主治医でない医師には、本来の持病等が分からないため、心不全か呼吸不全で死亡したように見えます。しかし、死亡診断書にそう記入してしまうと本当の死因が分からなくなってしまいます。

もしも、がんの末期でもう治療方法がなく、自宅に帰された場合、全身転移から悪液質になり、衰弱して、心不全か呼吸不全になって死亡します。しかし、そうした経緯等を知っている筈の主治医でない医師が死亡診断書を書く場合に、以前は安易にこれを死因として記入してしまうことが多かったのですが、平成7年に死亡診断書が改訂されて「疾患の終末期としての心不全、呼吸不全は書かない」という注意書きが付けられ改善されました。

実際には、一連の病態の出発点となった病気が本当の死因、つまり、「それが無ければ、死なないで済んだ筈の本当の死因を「原死因」といい、統計上の死因とすることになったのです。

●患者調査

厚生労働省は全国の病院から無作為に選んで、患者の医療に関する調査（患者調査）をしています。その中で「今日、病院を退院した患者は、何日在院していたか」という質問をします。これは、「退院患者の在院日数」と呼ばれるものです。これによって、ある病気で入院した人が退院するまで何日かかるかというものの平均日数が分かります。

さて、ここで問題を出しましょう。「最も長い在院日数の病気は何でしょうか？」なかなか治らなくて、すぐに死ぬような病気ではないものということです。

答えは、精神疾患です。統合失調症が最も長く、約531日で第1位になっています。続いて第2位は、認知症で約349日です。これに較べて、がんは約16日とかなり短いことが分かります。

●国民生活基礎調査

そして、「国民生活基礎調査」ですが、これは、保健、医療、福祉、年金、所得などの国民生活の基礎的なことを調べる目的で、昭和61年から厚生労働省が毎年実施しています。

その中の質問項目に、有訴者率というのがあります。病気やケガなどで自覚症状のある人について調べています。何らかの自覚症状を訴えている人は、平成28年の調査では、人口千人あたり、男性271.9人、女性337.3人で、女性の方が多いことが分かります。

そして、訴えている症状は、男性では最も多いのが①腰痛、②肩こり、③咳や痰が出る、といった順です。女性では①肩こり、②腰痛、③手足の関節が痛むの順になっています。

なお、75歳以上では、訴えのある人は、人口千人あたり500人前後とおよそ半数の人が自覚症状を訴えています。

こうした様々な統計的な基本データを元に、国は医療政策や、医療に関してこれから取り組むべき重点課題等を判断していくことになる訳です。

国が行う統計調査は他にも数多くありますが、今回は、医療関係従事者として知っておいた方がよいと思うものを取り上げてみました。統計を取ることで世の中の実態が見えてくるのは大変興味深いことだと思います。

星山佳治プロフィール

学歴

昭和54年3月 東京大学医学部保健学科 卒業
昭和57年3月 東京大学医学系研究科修士課程修了 保健学修士
昭和60年3月 東京大学医学系研究科博士課程修了 保健学博士
(博医第596号)

職歴

平成16年1月 昭和大医学部教授
平成24年4月 横浜創英大学看護学部教授

社会活動

平成11年4月 文部科学省大規模コホート運営委員(現在に至る)
平成14年4月 東京都花粉症対策検討委員会委員(現在に至る)
平成16年4月 日本疫学会評議員(平成27年12月まで)
平成18年4月 国立病院機構EBM推進のための大規模臨床研究統計責任者(現在に至る)

柔道に学ぶ

道

人生の答えは柔道にあり。

嘉納治五郎師範の言葉に学ぶエッセイコラム

講道館道場指導部長
鮫島元成

昭和25年鹿児島県生まれ。
昭和49年東京教育大学体育学部卒。
全日本柔道連盟教育普及委員会副委員長。柔道連盟強化コーチとしてナショナルチームを指導。日整全国柔道大会など4大会の大会審判長を務める。

修行を通し人の道を学び己に克つ

元来、柔術は体育または知徳を目的として起こったものではなく、勝負のために工夫したものが、自然、体育にもなり、知徳の教育にもなるようになったのであるから、今日これを広く行われるようにするには、さらに幾分か工夫を加えることが必要である。…(中略)そこで諸流につき自分が知り得ただけの長所を取り、さらに自分の工夫発明を加え、**目的を単に勝負のみに止めず、心身の鍛錬と勝負の修行とを合わせて目的として、一種の修行の方法と順序を定めた。**これがすなわち講道館柔道である。なぜ柔術と言わず柔道と称えるのかというと、自分の説くところは、単に術ではない、**術も講ずるが、主とするところは道である。**

嘉納治五郎「講道館柔道講義」(明治31年)より

柔道が競技化され、柔道人口が増加することはうれしいことである。一方、柔道競技者の意識の変化、質の低下、そしてマスメディアを筆頭に、競技者の周辺の社会環境の悪化も甚だしい。「柔道衣を着たゴリラ」にならないよう、つまりゴリラには失礼であるが、本能ではなく理性で行動する競技者になってほしい。

競技の世界で頂点に立ったものが、社会の中のトップになるとは限らない。競技生活はいつしか終了しなければならない。その時にその人がどのような人格であるか。

柔道の修行の目的は嘉納師範が述べた、主とするところは道である、つまり試合で勝つ、負けるを争うのではなく、その修行を通して人の道を勉強し、社会貢献を目指しているのである。人に勝つことを努力する中で自分に克つ、具体的に言えば、自分の欲望や本

能を制御し、社会に貢献し、幸せな人生を送り、そして人生のチャンピオンになることである。

自分に克つ(克己)ということ、子どもの日常生活の中で取り上げることは難しくない。例えば、朝眠たいのに起きる、親が作ってくれた朝ご飯を好き嫌いなく残さないように食べる、学校に行く、授業をしっかりと受ける、宿題をする、柔道の稽古を人よりも多く行うというようなことである。柔道の稽古は苦しい場合が多い。そこを克服して初めて成長するのである。

負けるつもりあってこそ勝てる

相手が技をかけてきた場合、体をかわしたり、引いたりして避けられないときには、**強いて抵抗せず、倒れて受身の練習をするがよい。**そういうようにして相互に練習すれば、双方とも受身が上手になり、同時に正しい技の掛け方が覚えらる。…(中略)講道館創設当時の高弟西郷四郎は技においては空前、絶後と言われるほどの名手であった。それは本人の天稟(著者注・生まれつきの才能)にもよるが、大いにまた受身の練習ができていたからである。同氏は私が柔道の技を研究している最中の門人であったから、日々私の相手をしている間に、ほとんどあらゆる技を掛けられてそれを受ける練習をしたのである。それでいかなる技を掛けられても、恐ろしく思わなくなったから、いじげず、自ら進んで各種の技を試み、ついに彼のごとき名手になったのである。この事実から得られる教訓は、本当に上手になると思えば、**目前の勝負に拘泥(著者注・こだわること)せず、正しい姿勢で正しい練習をしながら、まず受身に熟達することが、他日、柔道の名手になりえる秘訣である**ということである。

嘉納治五郎「柔道教本」(昭和6年)より

競技の中で負けの練習から入るのは柔道だけである。嘉納師範は「負けるつもりもあってこそ、勝てる場合が生じてくるのである。これを言い換えれば、最初負けながら修行して後に負けなくなり勝てるようになるのである」と講道館講義の中で述べている。

これは柔道の試合のことだけを言っているのではない。受身自体は身体的技術であるが、精神的な要素も見逃せない。受身をお互いに取り合うことで人の痛みがわかる、そして自身が謙虚になる。それが、勝負での勝ち負けよりも、大切な「人の道」の学習につながるのである。

コロナ禍が続く中、その状況の中でできることを精一杯頑張る。愚痴もこぼしたくなることが多くある世の中で、たまには愚痴っても現状を踏まえ自分を納得させ行動に移る。時間が経ってから、「あの時は大変だったけれどみんな頑張っていたよな」と言えるような日が来ることを祈りたい。

「強いて抵抗せず倒れて受身の練習をする。目前の勝負に拘泥せず正しい姿勢で練習をする。」

この気持ちをもって頑張っていきましょう。

理事会 だより



令和2年度 第2回理事会

開催場所 Web会議(日本柔整会館、各役員所属の都道府県事務所)

開催日時 令和2年11月27日(金)
13時30分～15時30分

理事現在数及び定足数 現在数19名 定足数10名

出席者 理事19名中19名出席
工藤、萩原、松岡、三橋、市川、石原、伊藤(宣)、豊嶋、富永、長尾、川口、渡邊、伊藤(述)、山崎、和田、徳山、齊藤、田村、森川

理事外の出席者 嶋谷監事、高橋監事

議長 工藤会長

司会 三橋総務部長

会議の概要

Web会議による理事会開催となった。冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼した。次に、定足数が満たされていることを確認。そして、議事録署名人については、定款第39条に基づき、工藤鉄男会長と嶋谷清・高橋政夫両監事とであることを確認した。開会から閉会まで三橋裕之総務部長が進行した。

議題

第1号議案『大阪府柔道整復師会 公益社団法人認定10周年記念式典に係る表彰申請について』

総務部長から標記について説明があった。審議の結果、大阪府から申請のあった、大阪府柔道整復師会 公益社団法人認定10周年記念式典における会長表彰1名、会長感謝状2名、永年表彰41名、柔道功労表彰8名の表彰について、承認可決した。

第2号議案『全国会長会の開催方法等について』

総務部長から議案について説明があった。例年であれば、「全国会長会」を3月の第4日曜日に開催するところではあるが、本年度の開催については、コロナ禍等の状況を鑑みて、開催の日時、内容、方法等の決定について「部長連絡会議」に一任することを、審議の結果、承認可決した(12月中に判断予定)。

第3号議案『選挙管理委員会委員候補者の推薦および総会開催日について』

総務部長から議案について説明があった。従来どおり、選挙管理委員会委員候補者の推薦を11地区に依頼すること、また、令和3年度の通常総会は6月27日(日)正午から実施することを、審議の結果、承認可決した。

第4号議案『日整会員拡充に係る案(「日整登録柔道整復師」の創設)』

総務部長から議案について説明があった。都道府県柔道整復師会に何らかの形で所属しているが日整会員ではない柔道整復師を日整に登録し、各都道府県と協力のもと、継続的に日整で名簿管理(仮称「日整登録柔道整復師」)していくことについて、その概要の方針を、審議の結果、承認可決した。

第5号議案『令和3年度 日整柔道大会開催について』

事業運営部長から議案について説明があった。審議の結果、令和3年度の日整柔道大会(日整全国少年柔道大会、日整全国少年柔道形競技会、日整全国柔道大会、全国柔道整復師高段者大会)について、現状は通常どおり開催する予定で準備していくことを、

審議の結果、承認可決した。なお、日程については、令和3年11月21日もしくは14日で講道館に申請中であり、令和3年1月ごろに講道館の日程が決定する見込みとの説明があった。

第6号議案『令和3年度 日整学術大会 開催担当 都道府県について』

学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、令和3年度日整学術大会開催担当の4府県（宮城県、群馬県、大阪府、山口県）を承認可決した。

第7号議案『令和3年度からの「匠の技 伝承」プロジェクトと日整学術大会について』

学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、標記概要および改めてプロジェクトの指導者候補推薦のお願いを各都道府県に発信することについて、提案どおり承認可決した。

報告事項

- ① 令和2年 秋の叙勲・褒章受章者について
- ② 「日整グループ保険」配当金等について
- ③ 各地区との意見交換について
- ④ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事「柔道整復師から学ぶコツコツ健康術」(10～11月号)等について
- ⑤ 第1回 柔道整復教育評価機構設立準備委員会(10月26日)について
- ⑥ 日整職員のテレワーク実施方法等について
- ⑦ 理事会議事録(9月24日開催分)
- ⑧ 「全国国民年金基金」都道府県別契約状況
- ⑨ 予算管理月報(9月分)
- ⑩ 収支相償違反・遊休財産規制違反の解消策について
- ⑪ 令和3年度予算作成準備資料(各部申請11月6日現在)

- ⑫ 日本柔整会館改修工事について
- ⑬ JIMTEF災害医療委員会報告
- ⑭ JIMTEF災害医療研修について
- ⑮ 日整トピック(10月1日発行号)
- ⑯ 日整広報誌やホームページの運用等について
- ⑰ 「匠の技 伝承」プロジェクト施術動画の提供について
- ⑱ 令和3年度日整学術大会延期に伴う諸経費(準備費)の精算について
- ⑲ 日整会長学術賞受賞者の推薦依頼(10月28日に各都道府県あて発信済)
- ⑳ 「からだケアEXPO」への後援について
- ㉑ 学術発表のための日整会員意識調査に係る依頼(from愛知県)
- ㉒ 各部報告
(政策部)特別諮問委員の委嘱について(東京 山口登一郎 会員:委嘱日令和2年11月27日)
(学術教育部)令和3年度「匠の技 伝承」プロジェクト指導者候補推薦のお願い(各都道府県あて)

令和2年12月16日(水) 書面決議

議 題

第1号議案『令和3年度 日整柔道大会について』

事業運営部長から議案について説明があった。
(1) 令和3年度に実施する標記大会は、日整全国少年柔道大会および日整全国少年柔道形競技会とすること。(2) 日整全国柔道大会および全国柔道整復師高段者大会については令和3年度は中止することについて、全理事が書面により同意の意思表示をした。なお、大会開催日は、令和3年11月21日(日)に決定した旨の報告があった。

日本柔道整復師協同組合 設立30周年

平成2年6月8日に厚生大臣から認可された日本柔道整復師協同組合は、令和2年で設立30周年を迎えた。公益社団法人日本柔道整復師会とともに、相互扶助の精神に基づき、組合員のための共同事業や福利厚生増進に寄与することを目的とした事業活動を展開。現在、約1万1,000名の組合員からなり、約30社から賛同を得ている。コロナ禍のため「日本柔道整復師協同組合設立30周年記念式典・祝賀会」は開催されなかったが、記念事業として記念誌の発行等が実施された。

編集後記

緊急事態宣言が発令されたりソーシャルディスタンスの徹底が常に叫ばれるなど、これまでにない状況に直面した昨年。年が明けても人々の緊張感はなお続き、暮らし方も大きく変わりつつあります。

コロナ感染予防対策として「新しい生活様式」の実践や「働き方のスタイル」の変化も浸透してきました。テレワークの導入や時差出勤の定着により、人の流れも一変しました。常にマスクの着用を強いられ、さらに家庭内でそれが推奨されるようになっていきます。

感染収束の兆しがいっこうに見えない現状で、医療現場はますます疲弊し医療崩壊が叫ばれています。誰もが平等に医療を受けられる日本が誇る医療制度が、非常に厳しい状況に直面しているのです。これは我々医療に携わる者にとっても、真摯に向き合うべき問題です。まずは率先して「感染しない、感染させない、うつさない、うつらない」をスローガンに、予防ガイドラインに沿った感染対策を国民に周知する働きかけを続けていくのが責務でしょう。

日整も広報誌やホームページを通じ、国民に向けての感染予防や健康管理をどう啓発すべきか、考え、告知していきたいと思えます。

その一端として、本誌1ページにも掲載したホームページのリニューアルがあります。PC、スマートフォン、タブレットPCなど全てのデバイスで使いやすくなり、情報を速やかにキャッチできるようになりました。新しい情報をつねに更新してまいりますので、ぜひご活用ください。

感染の不安はまだまだ続くものの、今年は延期された2020東京オリンピック・パラリンピックが7月に開幕する予定です。日本中が国旗をはためかせ、日本代表選手団に声援を送れる明るい年となることを祈念しつつ、発信力ある広報誌の発行に務めていきたいと思えます。

渉外部長 富永敬二

令和3年1月20日発行
公益社団法人 日本柔道整復師会
〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9
電話 (03) 3821-3511 (大代表)

発行人 工藤鉄男
編集者 富永敬二
制作・印刷所 株式会社外為印刷
編集協力 株式会社トリア

お詫び

VOL.254 / 2020 / 秋号28ページ本文および29ページ表組におきまして、富永敬二渉外部長を「監事」と表記する誤りがありました。正しくは日本柔道整復接骨医学学会令和2年度「理事」となります。訂正し、お詫び申し上げます。



Judo Therapist Code of Ethics

Widely recognized as a part of Japan's national medical system, Judo therapy has been passed down from generation to generation. With the aim of continuing the tradition and practice into the future, the following code outlines the philosophy of the practitioners of Judo Therapy, as well as its ideals and goals.

1. Practitioners of Judo therapy shall carry out their work with pride and responsibility, persisting in compassionately aiding humanity through their work.
2. Practitioners of Judo therapy shall endeavor to nurture the people as role models of the nation, while cultivating the spirit of Judo, as they have since the ancient times.
3. Practitioners shall endeavor to value cooperation and respect focusing on their work without acting above or below their positions.
4. Practitioners, while continuously striving for the improvement of the esteemed techniques in the study, they will treat their patients with earnestness, sincerity, and in good faith.
5. With this code, they will honor their entrusted duties, strictly keeping the confidential information obtained in the course of this business, and with all their effort, in the recovery of the patient regardless of race, religion, sex, and any other social status.

June 14 1987

柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限らない未来へ連続として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名譽を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

- 1、柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。
- 2、日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。
- 3、相互に尊敬と協力を努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。
- 4、学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。
- 5、業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。